

- 01 詐害行為取消権は、倒産法に規定されている否認権と機能的に類似しているが、沿革を異にする異質の制度であり、否認権をめぐる議論は、詐害行為取消権においては参考にならない。[やや難]
- 02 民法424条1項にいう「法律行為の取消し」と、総則編に規定されている121条以下の「取消し」と同じ意味であるが、詐害行為取消権は裁判外では行使できない。[超基本]
- 03 判例によれば、詐害行為取消訴訟の被告の中に、債務者を加えることはできないが、取消訴訟の効力は、法定訴訟担当として、債務者にも及ぶ。[超基本]
- 04 債務者が、自分には他に見るべき資産がないにもかかわらず、自分が第三者に対して有している2000万円の債権につき、債権者を害することを知りながら債務免除をした場合、債務者の財産が流出したわけでないから、債権者は詐害行為取消権を行使することができない。
- 05 無資力のAが自らの所有する高額美術品をYに贈与し、Yが現在これを占有している場合、この贈与が詐害行為に当たるときには、Yを被告として詐害行為取消権を行使するXは、贈与契約の取り消しとともに、目的物の返還を求めなければならない。
- 06 2010年2月2日に、AがYに甲土地を時価相当の1000万円で売った。Yへの所有権移転登記は、おこなわれていない。同年3月3日に、資金不足に陥ったAは、Xから1500万円の融資を受けた。同年4月4日に、AとYは、甲土地がAの唯一の財産であることを知りながら、甲土地の売買を原因としてAからYへの所有権移転登記をした。Aに他にめぼしい資産がないとき、Xは、この所有権移転登記の抹消をYに対して求めることができる。
- 07 XはAに対して3000万円の貸金債権を有していて、この債権を担保するため、A所有の甲地(評価額2200万円)に抵当権の設定を受け、登記を備えた。Aが、他にめぼしい財産がないのにYに対する1000万円の債権につき債務免除をしたとしても、Xの債権は抵当権によって担保されているので、Xがこの債務免除を詐害行為として取り消すことはできない。[超基本]
- 08 Aが、自分には他に見るべき資産がないにもかかわらず、自己の債権者Xを害することを知りながら、Yの債務の保証人になった。このとき、Xは、Aが保証人として責任を追及されるかどうかは確実でないから、この連帯保証契約を詐害行為として取り消すことができない。[やや難]
- 09 詐害行為取消権を使う場合、保証人の行った財産の贈与は取り消せる可能性があるが、物上保証人の行った財産の贈与は取り消すことができない。
- 10 詐害行為取消訴訟が提起されたが、事実審口頭弁論終結時に債務者の資力が回復していた場合には、当該法律行為の取消しは認められず、債務者の財産権に対する干渉を許す前提が欠けるので、訴えは却下される。[やや難]
- 11 詐害行為取消権は、債務者がおこなった身行為を対象としない。したがって、浪費家との婚姻や養子縁組が取り消せないのはもちろん、財産分与や遺産分割協議も、およそ取消しの対象とならない。
- 12 詐害行為か否かを判断する際に、客観的な詐害行為性と主観的な詐害の意思を独立の要件として判断する考え方と、両者を独立した無関係の要件としてみるべきではないという考え方がある。前者に立つ場合、債務者の詐害の意思とは、「債権者を害する意図」をいう。
- 13 債務者が一部の債権者に対して行った行為のうち、弁済は原則として詐害行為にならないが、代物弁済は原則として詐害行為になる。
- 14 一部の債権者にのみ担保権を設定する行為は、原則として詐害行為となるが、代物弁済に比べて、詐害性が否定される可能性が高い。[やや難]
- 15 不動産を時価で売却する行為は、危機に陥った債務者が、流動資金を得て債務を弁済し、倒産の危機を脱するためには不可欠の行為であり、所有権が失われる代わりに時価相当の金銭が増えるから、原則として詐害行為とはならない。

- 16 詐害行為取消権が認められるためには、債務者の詐害の意思に加えて、受益者（または転得者）も債権者を害する意思を有していなければならない。原告である取消債権者が、詐害行為であることについての被告の悪意を主張・立証しなければならない。【超基本】
- 17 金銭債権者は、原則として、自らの被保全債権額を上限として、詐害行為を取り消すことができるにすぎない。
- 18 被保全債権額以上の価値があると評価される一筆の土地を受益者が贈与契約で取得して移転登記を得ている場合においては、取消債権者は、その贈与契約全部を取り消しても、原則として、受益者に対してその土地の移転登記の全部の抹消を求めることはできない。
- 19 抵当権者が被担保債権以上の価値のある不動産を代物弁済として取得し、抵当権が混同消滅して抵当権登記が抹消された場合であっても、この代物弁済を詐害行為として取り消して、受益者に対して、所有権移転登記の抹消を求めることができる。【やや難】
- 20 不動産の譲渡を内容とする法律行為が詐害行為として取り消された場合、債務者はその不動産の所有権を回復しないが、所有権移転登記は抹消されて債務者の名義に戻り、取消債権者や他の債権者は、債務者に対する債務名義に基づいて、この不動産に強制執行をすることができる。【やや難】
- 21 詐害行為取消権の被告の下に現物が存在している場合には、取消債権者は、被告に対し、その現物の返還を請求することができるほか、現物に代わる金銭賠償を請求することもできる。【やや難】
- 22 取消債権者の被保全債権が金銭債権であり、かつ、取り消された場合に受益者（または転得者）から取消債権者に引き渡されるべきものが金銭である場合には、取消債権者は相殺により、自らの債権を他の一般債権者に事実上優先して回収できる。この処理は、相対的取消しの理論と整合的である。【やや難】
- 23 詐害行為取消権を行使する債権者は、取り戻す対象が動産の場合には、債務者が受領を拒絶した場合に限り、被告から、直接に引渡しを受けることができる。この場合も、取消債権者は、事実上の優先的な弁済を受けることができる。【やや難】
- 24 詐害行為取消権の被告とされた者の下に現物が存在していない場合には、もはや、その者を被告として詐害行為取消権を行使することはできない。【超基本】
- 25 受益者と転得者が共に悪意であれば、詐害行為取消権の訴えを起こす債権者は、いずれか一方を被告として選択してもよいが、両方を一度に被告とすることはできない。
- 26 受益者が善意で、受益者からの転得者が悪意であれば、悪意の転得者を被告として詐害行為取消権を行使し、受益者と転得者の間の法律行為を相対的に取り消すことができる。【超基本】
- 27 Aに対して3000万円の債権を有するXと2000万円の債権を有するYがいる場合において、YがAと通謀してAの唯一の財産である2000万円で弁済を受けた場合、XがYに対して2000万円全額の支払いを求めてきたとき、Yは、債権額に比例して、800万円（＝2000万円×2/5）の控除を抗弁として主張できる。
- 28 AがYに対し乙建物を1000万円で売却した行為が詐害行為として取り消され、乙建物の占有を取消債権者に奪われたYは、Aに対して、追奪担保責任を理由として、売買契約を解除して代金の返還を請求したり、損害賠償を請求することができる。【やや難】
- 29 XがAから時価相当額で甲土地を購入したが、所有権移転登記を備える前に、Aが、より高い価格で購入すると申し出たYに甲を売却してYへの所有権移転登記をしてしまった。この場合において、詐害行為取消権の要件を充たすときは、Xは、Yに対して、A・Y間の第二の売買契約を取り消し、Yに対して、AからYへの移転登記の抹消登記に代えて、自己に対して所有権移転登記をするように請求することができる。
- 30 詐害行為取消権には、除斥期間の定めがある。詐害行為取消権の2年の期間制限の起算点は、債権者が取消原因を知った時点であり、受益者を被告にする場合と、転得者を被告にする場合とで異なる。【やや難】